

自動火災報知設備の基準

規則第 38 条第 2 項の規定によるほか、次のとおりとする。

- 1 感知器等の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。
- 2 1 に定めるもののほか、施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること。